

# 四 半 期 報 告 書

(第170期第3四半期)

株式会社 

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【役員の状況】 .....	9
第4 【経理の状況】 .....	10
1 【四半期連結財務諸表】 .....	11
2 【その他】 .....	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	20

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年2月14日

**【四半期会計期間】** 第170期第3四半期  
(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)

**【会社名】** 株式会社ニッピ

**【英訳名】** Nippi, Incorporated

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 伊藤 隆 男

**【本店の所在の場所】** 東京都足立区千住緑町1丁目1番1号

**【電話番号】** 03(3888)5111(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 河村 桂 作

**【最寄りの連絡場所】** 東京都足立区千住緑町1丁目1番1号

**【電話番号】** 03(3888)5111(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 河村 桂 作

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第169期 第3四半期 連結累計期間	第170期 第3四半期 連結累計期間	第169期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	32,602	29,738	42,047
経常利益 (百万円)	1,465	2,088	1,856
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	897	1,869	1,144
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	1,177	1,828	1,254
純資産額 (百万円)	25,284	27,042	25,361
総資産額 (百万円)	66,772	66,639	64,497
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	62.40	129.95	79.53
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.30	39.94	38.72

回次	第169期 第3四半期 連結会計期間	第170期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	22.92	32.47

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第169期及び第170期第3四半期連結累計期間並びに第169期においては、潜在株式がないため潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかに回復している一方、海外では英国のEU離脱問題をはじめ、米国新政権の政策への期待と懸念が、世界の政治及び経済の先行きを不透明にしております。また、これに伴う為替を中心とした金融市場の大きな変動が、今後の実体経済にも影響を与えることが懸念されております。

このような経営環境のもと、当第3四半期連結累計期間の売上高は、カプセル用ゼラチン、輸出向けペプチドなどが好調に推移した一方で、ハンドル用革の取引量は大きく減少し、また、輸入商材を国内中心に販売している連結子会社においては、円高により売上高、仕入高ともに減少し、さらに有機穀物は出荷の期ずれなどにより減少する結果となり、29,738百万円(前年同四半期比8.8%減)となりました。

一方で、上半期の円高によって原料価格、燃料費、電力料が下落し、製造コストを押し下げた結果、売上総利益は、7,363百万円(同3.4%増)、また、効率的な広告宣伝費の投入に努めたことで経費が減少し、営業利益は、2,163百万円(同31.5%増)、経常利益は、2,088百万円(同42.4%増)となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、長期棚上債権の売却による特別利益185百万円、さらに、税務上のスケジューリング不能一時差異の実現で税金費用が軽減したことなどにより1,869百万円(同108.2%増)となりました。

セグメントの状況につきましては以下の通りであります。

なお、営業利益は、セグメント間の内部取引による損益を振替消去した後の金額であり、セグメント利益(セグメント情報)は、これを振替消去する前の金額であります。

#### ① コラーゲン・ケーシング事業

製造コストは低減しているものの、国内販売は引き続き天然羊腸回帰の傾向で軟調に推移し、輸出販売においては価格競争の激化で苦戦が続いております。

この結果、売上高は、6,750百万円(前年同四半期比6.7%減)、営業利益は、1,425百万円(同7.6%減)、セグメント利益は、1,000百万円(同9.3%減)となりました。

#### ② ゼラチン関連事業

ゼラチンは、サプリメントなどのカプセル用が好調に推移し、レンジアップ用途の販売も堅調に推移いたしました。また、健食用ペプチドの販売は、海外向けが伸張いたしました。

この結果、売上高は、6,374百万円(同3.0%増)、営業利益及びセグメント利益は、833百万円(同96.8%増)となりました。

### ③ 化粧品関連事業

化粧品については、宣伝内容の見直しや広告媒体の効率的運用により健康食品の顧客数、売上高は伸張いたしました。また、「スキンケア・クリーム」をはじめ化粧品の顧客獲得が伸び悩み苦戦いたしました。経費については、広告宣伝費の効率的な投入に努めた結果、大きく減少いたしました。

この結果、売上高は、2,561百万円(同1.3%減)、営業利益は、106百万円(同1,520.0%増)、セグメント利益は、11百万円(前年同四半期は、セグメント損失74百万円)となりました。

### ④ 皮革関連事業

自動車用革は、三国間取引を中心に売上高は減少いたしました。紳士靴用革は堅調に推移いたしました。婦人靴用革の苦戦が続いております。一方で、原材料価格の水準が安定してきていることなどにより利益率は改善しております。

この結果、売上高は、7,115百万円(同18.1%減)、営業利益は、220百万円(同2.0%増)、セグメント利益は、174百万円(同3.0%増)となりました。

### ⑤ 賃貸・不動産事業

再開を進めている東京都足立区及び大阪市浪速区の土地で賃貸事業を展開しております。

東京都足立区の再開地区におきましては、暫定利用として、足立区に対し仮設小学校用地の賃貸を開始しております。

この結果、売上高は、580百万円(同12.1%増)、営業利益は、454百万円(同19.4%増)、セグメント利益は、1,027百万円(同7.6%増)となりました。

### ⑥ 食品その他事業

iPS細胞関連、BSE検査キットは順調に推移したものの、円高による輸入価格下落に伴い、売上高はイタリア食材、輸入建材、有機穀物などが減少いたしました。

この結果、売上高は、6,356百万円(同13.9%減)、営業利益は、184百万円(同26.6%減)、セグメント利益は、178百万円(同27.1%減)となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、66,639百万円となり、前連結会計年度末と比べ2,142百万円の増加となりました。

### ① 資産の部

流動資産は、現金及び預金が817百万円、受取手形及び売掛金が1,280百万円、商品及び製品が1,293百万円それぞれ増加した一方、原材料及び貯蔵品が234百万円、未収消費税等が417百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末と比べ2,681百万円増加し、22,191百万円となりました。

固定資産は、有形固定資産が695百万円減少しましたが、投資有価証券の評価替えなどにより、投資その他の資産は213百万円増加しました。なお、破産更生債権等が売却などにより1,277百万円減少しましたが、同時に貸倒引当金も1,227百万円減少しております。この結果、固定資産は前連結会計年度末と比べて533百万円減少し、44,433百万円となりました。

### ② 負債の部

流動負債は、支払手形及び買掛金が713百万円、短期借入金が1,734百万円増加した一方、未払法人税等が270百万円、賞与引当金が221百万円、設備関係支払手形などのその他流動負債が606百万円それぞれ減少したことなどにより、前連結会計年度末と比べ1,293百万円増加し、20,877百万円となりました。

固定負債は、社債が130百万円、長期借入金が342百万円、長期未払金が345百万円それぞれ減少したことなどにより、前連結会計年度末と比べ831百万円減少し、18,720百万円となりました。

### ③ 純資産の部

純資産は、利益剰余金、その他有価証券評価差額金が増加した一方、為替換算調整勘定が減少したことにより、前連結会計年度末と比べ1,680百万円増加し、27,042百万円となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結結果計期間において、当社グループの事実上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本プラン」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### ① 会社の支配に関する基本プランの内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### ② 会社の支配に関する基本プランの実現に資する特別な取組み

当社は、1907年（明治40年）に皮革生産の国産化を促進し、皮革の国内自給体制の確保を目的に設立され、皮革産業を通じて経済の進展と国民生活の向上に寄与してまいりました。

当社は、「確かな技術を基に、『お客さまのニーズ』に合致する高品質の製品を提供し、『顧客満足度』を高めること」を通じて、企業の存在価値と企業価値の向上に継続的に取り組み、社会的貢献と企業の利益創出の同時実現を目指して、社会の信頼を確保することを経営理念としております。

「企業価値の向上」を実現するため、永年にわたり差別性の高い高付加価値商品の研究開発と製品化に経営資源を重点投入しており、その結果は、コラーゲン・ケーシング、コラーゲン化粧品、医薬用コラーゲン・ペプチド等々として、当社事業の根幹を形成するに至っております。また、この経営のベースとなったのは長い期間をかけて築きあげてきたお客様始め取引先等のステークホルダーとの密接な信頼関係であり、その維持・向上が今後とも大切であると考えております。当社は今後とも、「品質」にこだわり、ステークホルダーの皆様と共に歩むという一貫した思想のもと、当社の強みであるバイオマトリックス研究をさらに深耕させ、様々な高機能商品の開発を推進することで、事業領域の拡大と高収益体質化を図り、企業価値の最大化を目指してまいります。

#### ③ 会社の支配に関する基本プランに照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は会社の支配に関する基本プランに照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

その概要は以下の通りです。

##### a. 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本プランに照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。



b. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる大量買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大量買付者といいます。

c. 特別委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会規程に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

d. 大量買付ルールの概要

(i) 大量買付者による当社に対する意向表明書・必要情報の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、大量買付ルールに従う旨の誓約を含む大量買付の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただき、当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大量買付者に対して、大量買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大量買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

また、当社取締役会は、大量買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で（最初に大量買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

(ii) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提出を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大量買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定し、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ公表いたします。

(iii) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、当社株主総会を開催する場合があります。

(iv) 大量買付行為待機期間

大量株主検討期間を設けない場合は、取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間の終了までを大量買付行為待機期間とします。そして大量買付行為待機期間においては、公開買付の開始を含む大量買付行為は実施できないものとします。

従って、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(v) 大量買付行為が実施された場合の対応

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、仮に当社取締役会が当該大量買付行為に反対であったとしても、当該大量買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、法令等及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大量買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。例えば新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。この場合、大量買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

e. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成30年6月開催予定の当社第171回定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社インターネットホームページにその開示資料を掲載しておりますのでご参照ください (<http://www.nippi-inc.co.jp/>)。

④ 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本プランに沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

本プランは、大量買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みであり、まさに会社の支配に関する基本プランに沿うものであります。

また、本プランは、a. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものになっていること、b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、c. 株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、d. 独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものであること、e. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本プランに沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、67百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,445,000	14,445,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式で単元 株式数は1,000株であります。
計	14,445,000	14,445,000	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年12月31日	—	14,445	—	4,404	—	1,186

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 58,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,301,000	14,301	—
単元未満株式	普通株式 86,000	—	—
発行済株式総数	14,445,000	—	—
総株主の議決権	—	14,301	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己株式 784 株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ニッピ	足立区千住緑町1-1-1	58,000	—	58,000	0.40
計	—	58,000	—	58,000	0.40

## 2 【役員】の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、藍監査法人により四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,060	4,877
受取手形及び売掛金	※2 7,258	※2,4 8,539
商品及び製品	5,327	6,620
仕掛品	654	586
原材料及び貯蔵品	1,050	816
未収還付法人税等	7	136
未収消費税等	438	21
繰延税金資産	377	283
その他	399	381
貸倒引当金	△64	△69
流動資産合計	19,509	22,191
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,438	9,156
機械装置及び運搬具（純額）	2,715	2,311
土地	27,549	27,549
リース資産（純額）	156	113
建設仮勘定	22	65
その他（純額）	184	174
有形固定資産合計	40,066	39,370
無形固定資産		
リース資産	14	9
その他	219	173
無形固定資産合計	233	182
投資その他の資産		
投資有価証券	4,277	4,532
長期貸付金	78	78
繰延税金資産	37	37
破産更生債権等	1,282	5
その他	340	348
貸倒引当金	△1,350	△122
投資その他の資産合計	4,666	4,880
固定資産合計	44,966	44,433
繰延資産	20	14
資産合計	64,497	66,639

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,553	※4 8,267
短期借入金	※3 8,378	※3 10,112
1年内償還予定の社債	340	260
リース債務	67	56
未払法人税等	331	61
未払消費税等	36	95
賞与引当金	456	235
役員賞与引当金	48	25
ポイント引当金	34	34
その他	2,336	1,730
流動負債合計	19,583	20,877
固定負債		
社債	920	790
長期借入金	9,891	9,549
長期未払金	1,011	666
リース債務	114	73
繰延税金負債	1,049	1,157
再評価に係る繰延税金負債	3,992	3,992
役員退職慰労引当金	429	408
退職給付に係る負債	1,828	1,780
厚生年金基金解散損失引当金	69	69
資産除去債務	5	5
その他	238	226
固定負債合計	19,551	18,720
負債合計	39,135	39,597
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,404	4,404
資本剰余金	1,930	1,930
利益剰余金	8,545	10,271
自己株式	△33	△34
株主資本合計	14,847	16,571
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,205	1,307
繰延ヘッジ損益	△13	14
土地再評価差額金	8,855	8,855
為替換算調整勘定	301	60
退職給付に係る調整累計額	△223	△195
その他の包括利益累計額合計	10,125	10,042
非支配株主持分	389	428
純資産合計	25,361	27,042
負債純資産合計	64,497	66,639

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	32,602	29,738
売上原価	25,478	22,375
売上総利益	7,124	7,363
販売費及び一般管理費	5,479	5,200
営業利益	1,645	2,163
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	96	100
為替差益	-	9
持分法による投資利益	-	7
その他	47	42
営業外収益合計	147	162
営業外費用		
支払利息	203	159
手形売却損	24	20
為替差損	11	-
持分法による投資損失	3	-
その他	83	57
営業外費用合計	326	236
経常利益	1,465	2,088
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	0	0
債権売却益	-	185
特別利益合計	0	185
特別損失		
固定資産除却損	※1 0	※1 44
特別損失合計	0	44
税金等調整前四半期純利益	1,466	2,229
法人税、住民税及び事業税	358	191
法人税等調整額	158	132
法人税等合計	516	323
四半期純利益	949	1,906
非支配株主に帰属する四半期純利益	51	36
親会社株主に帰属する四半期純利益	897	1,869



【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	949	1,906
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	206	101
繰延ヘッジ損益	44	33
為替換算調整勘定	△49	△241
退職給付に係る調整額	24	27
その他の包括利益合計	227	△77
四半期包括利益	1,177	1,828
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,115	1,786
非支配株主に係る四半期包括利益	61	41

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	
<p>当社グループの有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、従来、主として定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。この変更は、カラーゲンケーシング富士宮第2工場が本格稼働を開始したことを契機に、減価償却方法の見直しを行った結果、生産される製品については今後安定的な需要が見込まれており、また、主要製造設備は将来の耐用年数にわたって安定的な稼働が見込まれることから、費用配分をより適切に損益に反映させる方法が合理的であると判断したことによるものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間の減価償却費は359百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が359百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については当該箇所に記載しております。</p>	

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期連結会計期間から適用しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
日皮(上海)貿易有限公司	173百万円	167百万円

※2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形割引高	737百万円	145百万円
受取手形裏書譲渡高	422 "	429 "

※3 コミットメントライン契約

運転資金の必要調達額の確保及び効率的資金運用を行うため取引銀行8行とコミットメントラインの設定契約を締結しております。

当第3四半期連結会計期間末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
コミットメントラインの総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	— "	— "
差引額	3,000 "	3,000 "

- ※4 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。  
 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	一百万円	170百万円
支払手形	— "	178 "

(四半期連結損益計算書関係)

- ※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
建物及び構築物	一百万円	7百万円
撤去費用他	0 "	36 "
計	0 "	44 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
減価償却費	800百万円	1,150百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143	10	平成27年3月31日	平成27年6月29日

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
 該当事項はありません。

3 株主資本の金額に著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143	10	平成28年3月31日	平成28年6月30日

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
 該当事項はありません。

3 株主資本の金額に著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	四半期 連結損益 計算書 計上額
	コラーゲ ン・ケーシ ング事業	ゼラチン 関連事業	化粧品 関連事業	皮革 関連事業	賃貸・不 動産事業	食品その 他事業	計		
売上高									
外部顧客への売上高	7,234	6,186	2,596	8,684	517	7,383	32,602	—	32,602
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6	—	—	—	1,045	—	1,052	△1,052	—
計	7,240	6,186	2,596	8,684	1,563	7,383	33,654	△1,052	32,602
セグメント利益 又は損失(△)	1,103	423	△74	169	954	244	2,821	△1,176	1,645

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額の区分は報告セグメントに含まれない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	四半期 連結損益 計算書 計上額
	コラーゲ ン・ケーシ ング事業	ゼラチン 関連事業	化粧品 関連事業	皮革 関連事業	賃貸・不 動産事業	食品その 他事業	計		
売上高									
外部顧客への売上高	6,750	6,374	2,561	7,115	580	6,356	29,738	—	29,738
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	—	—	—	1,508	—	1,514	△1,514	—
計	6,756	6,374	2,561	7,115	2,088	6,356	31,253	△1,514	29,738
セグメント利益	1,000	833	11	174	1,027	178	3,226	△1,062	2,163

(注) 1 セグメント利益の調整額の区分は報告セグメントに含まれない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、有形固定資産の減価償却方法の変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「コラーゲン・ケーシング事業」のセグメント利益が314百万円、「ゼラチン関連事業」のセグメント利益が17百万円、「化粧品関連事業」のセグメント利益が6百万円、「食品その他事業」のセグメント利益が2百万円、「皮革関連事業」のセグメント利益が0百万円、「賃貸・不動産事業」のセグメント利益が2百万円、「調整額(全社)」のセグメント利益が15百万円それぞれ増加しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	62.40円	129.95円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	897	1,869
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	897	1,869
普通株式の期中平均株式数(株)	14,388,572	14,386,319

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月14日

株式会社ニッピ  
取締役会 御中

監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 古谷 義雄 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 関端 京夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッピの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニッピ及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

【注記事項】(会計方針の変更等)(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)に記載のとおり、会社グループは、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月14日
【会社名】	株式会社ニッピ
【英訳名】	Nippi, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 隆 男
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 河村 桂 作
【本店の所在の場所】	東京都足立区千住緑町1丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長伊藤隆男及び当社最高財務責任者・常務取締役河村桂作は、当社の第170期第3四半期（自平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。